

門真市上下水道事業経営審議会の会議録（議事要旨）

令和元年12月11日

会議の名称	第4回門真市上下水道事業経営審議会
開催日時	令和元年11月27日（金）午後1時30分から午後3時40分まで
開催場所	門真市上下水道局 第1会議室
出席者	(会長) 小西会長 (委員) 溝端委員、畠田委員、粥川委員、谷野委員、梶原委員、西口委員、中吉委員、松本委員 【出席人数 9人/10人中】
議題	◎下水道使用料の改定について ◎水道事業ビジョン計画後の収支について ◎上下水道料金の改定案について ◎その他
傍聴定員	10名
担当部署 (事務局)	(担当課名) 上下水道局 経営総務課 (電話) 06-6903-3131
会議記録 (議事内容)	<p>[会議の要旨]</p> <p>※「審議会等の会議の公開に関する指針」第8条第3項により、会議の議事要旨を公表するものです。</p> <p>◎下水道使用料の改定について 下水道使用料改定の必要性について、「改定が必要となった背景」、「経費及び投資条件の確認」、「段階的に改定した場合の改定率」、「改定した場合の使用料水準の妥当性」の4点についての説明を行いました。</p> <p>◎水道事業ビジョン計画後の収支について 水道事業における「水道事業ビジョン計画後の収支」についての説明を行いました。</p> <p>◎上下水道料金の改定案について 水道料金及び下水道使用料改定後の料金体系案についての説明を行いました。</p> <p>◎その他 次回開催日・場所 令和2年2月12日（水）午後1時30分から 門真市上下水道局 第1会議室</p>
会議録公開予定日	令和2年2月12日（水）※第5回門真市上下水道事業経営審議会終了後

主な意見	<p>【資料1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水道事業ビジョン計画後の収支に出てくる利益乖離分とは、当初見込んでいた分以上の利益ということか。 ⇒ お見込みのとおり。 ○ 水道事業ビジョン計画後の水道料金についてはどう考えているか。 ⇒ 今回の水道料金の引き下げについては、あくまでも水道事業ビジョン計画期間内での処置としている。計画期間後の水道料金のあり方については、改めて検討する方針である。 ○ 平成7年度からの減価償却費についての資料はあるのか。 ⇒ 減価償却費は企業会計方式における経費項目であり、本市公共下水道事業においては平成29年度に公営企業会計方式へ移行したため、平成28年度以前の年度別の資料はない。 ○ 下水道使用料が平成16年度で他団体よりも低い水準となった時点での使用料改定等の検討を行わなかったのか。 ⇒ 内部にて検討した収支計画では赤字が発生することも予測されたが、その後の実績は黒字であったため、具体的な使用料改定の検討には至らなかった。 ○ 以前より経営状況を他団体と比較してきたが、結果的に使用料改定をしなくてもよいという判断に至っていたのか。 ⇒ 経営状況については、経費削減等の取り組みにより一定の資金を確保することができていたため、使用料改定までには至らなかった。 ○ 使用料改定を実施してこなかったため、大幅な改定率となっているが、改定率については、以前から36%上げる必要があると把握していたのか。 ⇒ 平成26年度以降に加速的整備を進めてきた背景もあり、その事業量にあわせて後年度の元金償還金等の支出が増加していくため、36%という数字となっている。 ○ 下水道使用料改定の必要性は理解しているが、市民にはどのように説明するのか。 ⇒ 次回の審議会にて資料を提示し、審議して頂く。 ○ 段階的に改定した場合、1回目19%、2回目54%と示されているが、1回目を30%程度とした場合はどうなるのか。 ⇒ 1回目の改定率を上げる場合、2回目の改定率は下げられるが、結果的に大阪府内平均よりも高くなってしまう。それらを検討した
------	--

- うえでの36%の改定率となっている。
- 他団体と比較した下水道使用料の水準は以前より認知していたのか。
⇒ 大阪府内の使用料水準については認知していた。
- 【資料2】
- 少人数世帯及び多人数世帯の負担割合について、判断基準等は設けているのか。
⇒ 判断基準等は設けておらず、水道料金及び下水道使用料を個別に精査し、試算を行った結果の数字となっている。
- 使用料改定の背景は一定理解できる。また、水道料金と合わせれば市民の方の理解も得られるのではないかと思われる。しかし、単身世帯と少量使用者の使用水量は8 m³に対して門真市の基本水量は10 m³となっており、2 m³余分に使用料を払っていることになる。少量使用者に対しての配慮という観点から基本水量を見直すべきではないか。
⇒ 次回までに整理する。